

非常変災害時等の措置について

非常変災害時等における「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」発表時の対応措置について、次の点にご留意いただき、児童生徒の安全に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

1. 学校が「臨時休業となる場合」について

- (1) 午前7時現在、**大阪市**に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が発表されている場合

(※ 他の警報の場合【例 大雨洪水警報や大雨警報など】には、臨時休業とはなりません。テレビ等、気象情報等の報道にご注意ください。

午前7時を過ぎて「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が解除になってもその日は休みです。)

- (2) 地震等により、午前7時現在、**J R大阪環状線、及び大阪メトロ（ニュートラムを含む）**の双方が全面運休している場合

2. 下校時刻を早めての「緊急下校」となる場合等について

- ・ 状況の変化等によって、**授業をやむなく途中で打ち切り、緊急下校する場合等**が考えられます。子どもの安全を第一優先いたしますので、通学路の安全確認後の下校となります。
- ・ 「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が発表された場合、保護者メールでも配信します。
- ・ 日頃からお子様に緊急時の連絡先や約束など知らせておいてください。
また、いつでも学校から連絡がとれるよう、ご自宅の電話や携帯電話等の番号が変更になったときは、担任までお知らせください。

※ 特別警報の発表時には、ただちに災害から命を守る行動をとりましょう。
(特に、浸水時の避難行動は非常に危険であり、冷静な判断のもと周囲の状況に応じた対応をしましょう。)